

国立研究開発法人国立国際医療研究センター  
研究不正防止委員会規程

平成23年11月10日規程第15号

国立研究開発法人国立国際医療研究センター研究不正防止委員会規程

(設置)

第1条 「国立研究開発法人国立国際医療研究センターにおける研究活動上の不正行為の防止及び研究費の適正な運営管理の確保に関する規程」(平成26年7月10日規程第26号)第10条の定めるところにより、研究不正防止委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(委員会の目的)

第2条 委員会は、国立研究開発法人国立国際医療研究センター(以下「センター」という。)における研究にかかる不正行為等の発生を防止するため、不正の発生の要因を把握し、これに対応する防止計画を推進し、もって公的研究費の適正な管理運営を図ることを目的とする。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- 一 企画戦略局長
- 二 理事長特任補佐
- 三 研究所長
- 四 臨床研究センター長
- 五 センター病院長
- 六 国府台病院長
- 七 国際医療協力局長
- 八 国立看護大学校長
- 九 メディカルゲノムセンター長
- 十 統括事務部長

2 前項第1号から第10号の委員の任期は、役職在任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、企画戦略局長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。ただし、委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員が議長の業務を行う。

(委員会)

第5条 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

2 議決を要する事項は、出席委員の過半数によってこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

- 3 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を求めることができる。

第6条 委員会は、次の事項を行う。

- 一 不正発生要因の把握及び不正防止計画に関すること。
- 二 不正防止計画の推進、実施に関すること。
- 三 適切な監査体制の構築に関すること。
- 四 行動規範の策定に関すること。
- 五 行動規範について周知を図るための方策に関すること。
- 六 「国立研究開発法人国立国際医療研究センターにおける研究活動上の不正行為の防止及び研究費の適正な運営管理の確保に関する規程」第3条第5号および第5条第2項に定める研究倫理教育に関すること。
- 七 その他計画の推進に当たり必要な事項に関すること。

第7条 委員長は前条で決定された内容について、最高管理責任者に報告しなくてはならない。

- 2 最高管理責任者は前項の報告に基づき必要と認める場合には、関係部署に指示するものとする。

(庶務)

第8条 委員会の審議経過及び議決については、議事録を作成する。

- 2 委員会に関する事務は、研究医療課において処理する。

(研究不正防止小委員会)

第9条 委員会は、必要に応じて研究不正防止小委員会（以下「小委員会」という。）を置くことができる。

- 2 統括事務部長、コンプライアンス推進副責任者、コンプライアンス室長を委員として組織する。
- 3 小委員会に委員長を置き、統括事務部長をもって充てる。
- 4 前項の委員長は、必要に応じて第2項以外の者を委員として加えることができる。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成23年11月10日から施行する。

附 則 (平成26年7月11日規程第32号)

(施行期日)

この規程は、平成26年7月11日から施行する。

附 則（平成27年4月1日規程第19号）

（施行期日）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月28日規程第17号）

（施行期日）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。